

## 注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有形固定資産 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

##### ア 昭和 59 年度以前に取得したもの 再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地においては備忘価額 1 円としています。

##### イ 昭和 60 年度以後に取得したもの 取得原価が判明しているもの 取得原価

##### 取得原価が不明なもの 再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

##### ② 無形固定資産 原則として取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

##### 取得原価が判明しているもの 取得原価

##### 取得原価が不明なもの 再調達原価

なお、一部の連結対象団体においては、原則、取得原価としています。

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

##### ① 満期保有目的以外の有価証券

##### ア 市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格

##### イ 市場価格のないもの 取得原価

##### ② 出資金

##### ア 市場価格のないもの 出資金額

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### ① 原材料、商品等 原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。） 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 14年～50年

工作物 3年～60年

物品 2年～18年

- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。） 定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）

- ③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

ただし、一部の連結対象団体においては、法人税法に規定する法定繰入率に基づく繰入限度額によっています。

貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

- ② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

ただし、一部の連結対象団体においては、主として期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき計上しています。

- ③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

- ① ファイナンス・リース取引

リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

(9) 連結対象団体（会計）の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日と連結決算日の差異が3か月を超えない連結対象団体については当該連結対象団体の決算を基礎として連結手続を行っています。

2 重要な会計方針の変更等 該当事項はありません。

3 重要な後発事象 該当事項はありません。

4 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
栃木県市町村総合事務組合	一部事務組合	比例連結	※
栃木県後期高齢者医療広域連合	広域連合	比例連結	5.25%
宇都宮西中核工業団地事務組合	一部事務組合	比例連結	0.48%
鹿沼市社会福祉協議会	第三セクター等	全部連結	—
鹿沼市シルバー人材センター	第三セクター等	全部連結	—
かぬま文化・スポーツ振興財団	第三セクター等	全部連結	—
農業生産法人かぬま	第三セクター等	全部連結	—
鹿沼市農業公社	第三セクター等	全部連結	—
鹿沼市花木センター公社	第三セクター等	全部連結	—
鹿沼市勤労福祉共済会	第三セクター等	全部連結	—
鹿沼市総合食品卸売株式会社	第三セクター等	全部連結	—

連結の方法は次のとおりです。

- ① 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。

※会計別の経費負担割合等による按分後の金額によっています。

- ② 第三セクター等は、出資割合等が 50%を超える団体は、全部連結の対象としています。

## (2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

## (3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

## (4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

### ア 範囲

- ・平成 29 年度予算において財産収入として措置されている公共資産
- ・売却予定とされている公共資産
- ・すべての普通財産

### イ 内訳

事業用資産	154,000 千円 (147,000 千円)
土地	151,000 千円 (73,000 千円)
その他	3,000 千円 (74,000 千円)

平成 30 年 3 月 31 日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっています。

上記の (147,000 千円) は貸借対照表における簿価を記載しています。